

【質問項目】

1. 鶴丸城御楼門の追加費用について
2. 犯罪被害者支援について
3. 青少年保護条例の一部改正について
4. 青少年海外派遣事業について
5. 政務活動費領収書のネット公開について

【質問本文】

1. 鶴丸城御楼門の追加費用について

■質問（しもづる）

資料の十二、十三ページに工事費の増加に関する件が記載されています。一・八億円増加をするということで、これから手当てをしていくということですが、どのタイミングで手当てをしていくのか。つまり、これからさまざまな発注をかけていくかと思えますけれども、いつお金を払って、出ていって、このままいくと一・八億円不足するわけですから、大体いつぐらいまでに手当てをしなければならないか、そのあたりが見えていたら示してください。

□答弁（楼門等建設推進室長）

財源についての説明でございます。

先ほど申し上げましたように、現在、来年度に向けて、財源の手当てについて、民間の実行委員会とも協議しながら進めているところでございまして、まずはそことしっかりした協議が必要かなと思っております。その上で、寄附でどれぐらいの目標を設定するか、あるいは不足する分を県としてどのような形で負担するかという議論になってくるかと思えますが、いずれにしましても、当初予算に向けて今、作業をさせていただいているという状況でございます。

■質問（しもづる）

そうしましたら、詳しく二点だけ伺っておきたいんですが、十三ページを見ますと、個人の寄附金と県負担金と鹿児島市の寄附金というのが並んでいますが、鹿児島市への追加拠出を求める可能性があるのかというのが一点。

そして二点目が、寄附を集めるにしても、既に結構、寄附をいただいているわけですので、これからどう集めていくのかというのはなかなか知恵を絞らないといけないなと思うわけですが、これに関してのふるさと納税の活用、つまり、通常の寄附と違って、ふるさと納税であれば実質の負担が寄附する側としては少なくなるわけですが、その活用というのはどのように考えているのか。この二点を教えてください。

□答弁（楼門等建設推進室長）

まず、第一点目の御質問でございます。

鹿児島市に追加の寄附金を求めるかという話でございますが、もともと協議会は民間の実行委員会と県で組織しておりまして、そういうこともありまして、県は負担金という形で出させていただいているところでございます。

それに対して、鹿児島市はオブザーバーという形で参加していただいております。寄附金という形で、当初一・五億円を出していただいている状況でございます。

そういった経緯等も踏まえると、当然出していただければありがたいと思うんですが、とりあえずは実行委員会と話をし、県で何とか頑張るのかなとは思っております。

続きまして、どうやって寄附を集めるかと、特に、ふるさと納税の活用等についての御質問でございます。

これまでも寄附を五・四億円ほどいただいたところでございまして、これにつきましては当然、寄附の際の所得税の控除は法律に基づいて適用になっているところでございます。

ふるさと納税の活用も検討にはちょっと上がったんですが、これまでいただいた方との返礼品のバランスとかその辺を考えるとちょっと難しいんじゃないかということを実行委員会からも言われておりまして、ただ、これまでは県内のどちらかという企業向けの寄附が、実行委員会を中心にされたということもありまして、非常に多うございます。

実は、九月に起工式を行った際に、テレビ等で取り上げてもらったということもありまして、その後何件か、「まだ寄附、大丈夫ですか」というような問い合わせ等もいただいております。今後はそういった県民の方あるいは県外にいらっしゃる鹿児島県出身者の方、そういった方々あるいは企業について、これまでまだ寄附をいただけてない企業とか、まだ協力したいというところもあるかと思っております。そういったところを中心にいろいろお願いをしていくのかなと考えております。

■質問（しもづる）

寄附の出し手が今までどういう人だったのかということも含めて御説明いただいたわけですが、今まで集めた以外の層を狙っていく、まさにそのとおりだと思います。また一方で、ふるさと納税に関しては、今、答弁があったように、既にやっていた方とのバランスというのはなかなか悩ましいなど私も感じておりますが、例えば十三ページを見ますと、少なくとも県が受け入れた部分に関しては、県内企業だと思いますけれども、ほぼほぼ法人になっておりますので、逆に言えば、個人に関しては、ふるさと納税の活用もちょっと難しいという答弁でしたけれども、知恵の絞りようはあるのかなと思うので、そこはちょっと幅広に考えていただければと思います。以上です。

2. 犯罪被害者支援について

■質問（しもづる）

犯罪被害者支援に関する点で一点だけお伺いします。

今回、県の支援施策を推進しながらということを入れていただいたのは非常によいことだなと思います。一方で、県が行う犯罪被害者等支援施策については書いてあるんですが、本人が被害者に対してどう向き合っていくのかということの記述についてお伺いしたいんですが、これは、国の計画についても犯罪被害者支援的な観点からは私は足りないなと思っているわけですが、それでも書いてあるのは、自分が犯した犯罪が被害者にどういう影響を与えてしまったのかということに向き合いましょうね、ちゃんとそれを教育しますよ的な記述はあるわけなんですね。

そこで一つ、提案方々お伺いしたいのが、それに加えて、例えば、ちゃんと働いて、ちゃんと民事的な賠償を、償っていきましょうねと、そういうことを促進するような考えを盛り込む考えはないのか。

つまり何を言いたいかということ、刑期が終了して社会的な責任は果たしているわけですがけれども、今度は犯罪被害者に対する責任というのは、基本的には、何らかの犯罪行為があったら、刑事的な責任と別個に、付随して民事的な責任もあるわけですよ。人を傷つけたらその分の損害賠償を払いなさい。ただし、実態として、それが払われずに被害者が苦しむパターンが多いというのもまた事実なわけがあります。なので、そこもちゃんと教育して、ちゃんと働いて、ちゃんと被害者に弁済、損害賠償を払っていきましょうねとか、そういう教育も盛り込んでほしいなと思うんですが、そこら辺は議論はされなかったのか、その考え方を示してください。

□答弁（青少年男女共同参画課長）

犯罪被害者支援、犯罪を犯した者に対する、被害者に関する教育についてでございますけれども、委員御指摘のとおり、確かに国の計画に、例えば刑務所に入っているときに教育をすとかいうのが、国の施策として盛り込まれております。

県におきましては、そういった方に教育をするという直接的な場面というのはなかなかないのかなとは思いますが、ただ、国がその教育をやるということですので、例えば鹿児島刑務所でそういった教育を実施するときに、県が関係する分野で講師を派遣できるとか、何らか協力ができる部分があるとすれば、それは積極的に行っていくかといけないかなと思います。そこはまさに一番目に掲げてございます、国・民間団体等との連携強化ということで、連携を深めていくことでそういったことにも取り組みたいと考えております。以上でございます。

■質問（しもづる）

できる範囲をしっかりと見定めてやっていただきたいなと思います。なぜ伺ったかということ、再犯防止計画並びに再犯防止の目的は、再び社会を構成する一員としていくという上では、社会側が受け入れるに当たっては、ちゃんと被害者に対して向き合っていく、責任をとっていくということも当然、重要になってくると思うんですね、受け入れる側としても。ですので、その辺はちゃんと忘れることなく取り組んでいただきたいなと思います。以上です。

3. 青少年保護条例の一部改正について

■質問（しもづる）

資料の二ページに自画撮り被害の未然防止についての方針が書いてあります。一点だけお伺いしたいのが、今回、従来規制対象外となっていた要求行為に対する規制規定を新設するというのはいいと思うんですが、要求行為の中で処罰対象を絞った方針になっていますよね。例えば 1)に関しては、一旦拒まれたという行為が必要である。そして 2)のところは、威迫等、不当な方法により要求する行為の禁止だと。逆に言えば、例えば拒まれていない、もしくは、何をもって正当な方法と言うかよくわかりませんが、正当な方法というのがあるとして、それは禁止行為に入っていない。この趣旨というのはどういうふうな考えなのか、そこを示してください。

□答弁（青少年男女共同参画課長）

規制する対象の具体を絞った趣旨ですけれども、単に自画撮り画像を要求すること自体を含んでいないということになるわけですが、端的に申し上げますと、悪質な事案については罰則の対象とすると、その罰則の対象とするものを条例で禁止するものとして規定をしたという考え方でございます。

■質問（しもづる）

もちろん罰則規定の適用には慎重でなければならないというのは、刑罰法規一般でそうなんですけれども、恐らくこの制度趣旨として、一旦この自画撮りというものが加害者の側に渡った場合には、それが拡散しないという保証が全くないということから、未然に防止しなきゃいけないという趣旨だと思うんですね。

であれば、特に 2)のところ、「不当な方法により」と書いてあると、すごく、重箱の隅をつつくように申しわけないんですが、じゃ、正当な方法で要求した場合はオーケーなのかどうか、そういうふうになりかねないわけですね。

例えば具体例を挙げますと、最近、画像だけでなく動画配信をすることもあるようですが、私ももう年が離れているからよくわからないんですけども、動画配信をしている中で、例えば、わいせつな格好をして見せてよと言ったときに、嫌だあと言って、それでも迫ったら 1)に触れますけれども、話の流れでするっといっちゃった場合にはならないし、そしてこれには恐らく、見せてよと言ってそのまま見せてきた場合には、欺き、威迫、困惑等の不当な方法というのには該当しないので、これは罰則対象にならないんじゃないかなと思うわけですが、こういうことは罰則対象にしないという考え方ということなんですかね。

□答弁（青少年男女共同参画課長）

ただいまお話しいただいたような例につきましては、今現在、私どもが考えている処罰の対象にはならないというふうに考えているんですけども、ただ、そういった今のような例において、自画撮り画像を送ってしまうということも十分考えられるものですから、その点については、青少年に対する、送

る側への教育を徹底するという一方で、気軽にそういったのを送ってはいけないんだよという教育も今やっているんですけども、知事部局だけではなくて教育・警察部局それぞれやっておりますけれども、青少年に対する意識啓発の向上を図る取り組みを行ってまいりたいと考えております。

■質問（しもづる）

最後に一点お伺いしますが、多分これは、本県だけではなくて他県もやろうとしている、もしくはやっているところがあるかと思っておりますけれども、その事例調査等はやっていただけますか。そしてそこでの事例の場合も同様に、この要求行為の中で処罰対象という行為を絞った考え方をしているものなのか、ちょっとその状況を示してください。

□答弁（青少年男女共同参画課長）

他県の例ですけれども、今、全国で、東京都が初めてだったんですけども、六自治体ほどこの条例改正をしているようでございます。例えば申し上げますと、先ほど委員がおっしゃった、拒まれたにもかかわらずですとか、不当な方法によりというのに限らず、もう一般に、とにかく青少年に児童ポルノを提供させてはいけないんですよというような規定をしている県もございます。例えば兵庫県などはそのような例でございます。ただ、罰則については、本県が改正しようとしている内容と同様に、不当な方法によった場合だけ罰則を適用するといった規定としております。一方、東京都においては、本県が改正しようとしている内容と同様の内容で規定をしているようでございます。以上でございます。

■質問（しもづる）

今後、他県も整備を進めていくでしょうし、その様子も見ながら、また今後、パブリック・コメントも実施するというところでありますので、そのあたりも踏まえてぜひ検討していただきたいと思っております。以上です。

4. 青少年海外派遣事業について

■質問（しもづる）

県民生活局の提出議案等の概要資料五ページの一番上に、かごしま青少年海外研修事業がありまして、ことしも四カ所、計百人が派遣されたということで非常にいい事業だと思っております。

これまで何回も触れてはいますが、やはりこのすばらしい事業を、県内の青少年にあまねくチャンスがあるべきだという観点から、広く広報活動を行ってほしいということでこれまでも質問してきているんですが、今年度の派遣に際しては、募集がどれぐらいあって、派遣の選抜を何人やって、その結果、最終的に実際に百人行っている、その流れの人数を示してください。

□答弁（青少年男女共同参画課長）

かごしま青少年海外研修事業についての御質問でございます。

本年度、四コース合計で百十三名の応募があったところでございます。最終的に選考しまして派遣を

決定したのが百名でございました。今年度は辞退者がございましたので、実際派遣いたした人数も百名となっております。以上でございます。

■質問（しもづる）

着実に募集の進歩は出ているなという感を持ちます。というのが、数年前はたしか一・〇一倍ぐらいという状況でしたので、着実に広報していただいているということですが、我々議員もより広報に力を入れたいと思いますので、このすばらしい事業がもっともっと多くの方にチャンスが上げられるように、ぜひ広報に努めていただければと思います。以上です。

5. 政務活動費領収書のネット公開について

■質問（しもづる）

公の情報は、より県民がアクセスしやすい形で、より広く公開すべきと考えますので、採択をお願いいたします。